第十三条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　住宅被災者が、住宅の新築取得等で租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第七項第二号において「居住年」という。）から九年目に該当する年において当該住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第五項において「再建特別特定適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあっては、従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の特別特定再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、同法第四十一条第十三項及び第十六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、当該再建特別特定適用年を同法第四十一条第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における再建特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）に一・二パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が再建特別特定控除限度額を超える場合には再建特別特定控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該再建特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、同条及び同法第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、同法第四十一条第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、同条第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

4　前項の再建特別特定控除限度額は、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

第十七条の二第四項第一号ヘ中「ホに」を「トに」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「ハに」を「ニ及ホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十七条の二第四項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の二第四項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号ニ及びホ」に改め、同号ニ中「前号ニ」を「前号ヘ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改める。

第十七条の二の二第一項及び第二項並びに第十七条の二の三第一項及び第二項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成三十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改める。

第十七条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第十七条の三の二第一項及び第十七条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改める。

第十七条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等が取得又は